

令和 6 年度 尾道市障害者就労施設等からの物品調達方針

令和 6 年 4 月 1 日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定し、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の一層の推進を図る。

2 調達方針の適用範囲

この調達方針は、市の全ての組織が発注する物品等の調達に適用するものとする。

3 調達の対象物品等

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 事務用品・書籍
- イ 食料品・飲料
- ウ 小物・雑貨
- エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 印刷
- イ クリーニング
- ウ 清掃・施設管理
- エ 情報処理テープ起こし
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

4 調達の実施及び推進に係る事項

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を活用すること。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に係る契約に当たっては、尾道市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）の定めによる。
- (3) 福祉保健部社会福祉課は、市内の障害者就労施設等が提供することが可能な物品等について、情報を収集するとともに各部局へ情報を提供する。
- (4) 各部局は、前号の情報を基に可能な限り障害者就労施設等への物品等の発注に努める。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したとき又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、速やかに取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

6 障害者就労施設等からの調達目標

令和6年度における障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

7 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 物品等の調達のほか、市及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、障害者就労施設等による販売機会の確保及び市民等へのPRの推進にも努めることとする。

8 担当部署

この調達方針の担当窓口は、福祉保健部社会福祉課とする。